

平成16年6月11日
N H K

「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」御中

「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」の第二回会合におけるN H Kヒアリングの席上、座長からのご質問にお答えするなかで、N H Kの発表者が「著作」あるいは「著作物」という言い方をしたかも知れません。

この件につきましては、座長からのご質問に対し、個人情報保護法の国会審議における法第50条の適用除外と放送番組との関係に関する政府答弁を念頭に置いて、ご質問にお答えしようとしたものであり、「著作」と申し上げたとすれば、それは「著述」の言い間違いです。

従いまして、議事録の作成に当たっては、そのように訂正していただくようお願いいたします。